

試験員の基準に関する細則

平成 17 年 3 月 25 日

防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議

(平成 18 年 10 月 31 日一部改正)

(平成 20 年 4 月 16 日一部改正)

(平成 23 年 11 月 2 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、建物部品の防犯性能の試験に関する規則（以下「規則」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づき、試験員の基準に関する技術的細目を定める。

(一般試験員の種類等)

第 2 条 一般試験員（規則第 3 条第 2 項第 3 号に規定する試験員（以下「特殊技能試験員」という。）以外の試験員をいう。以下同じ。）の種類及び担当することができる試験の種類は、次の表のとおりとする。ただし、一般試験員は、特殊技能試験員が担当することができる試験の種類を担当することができない。

一般試験員の種類	担当することができる試験の種類
一般試験員（ドア（A種））	ドア（A種）に関する試験
一般試験員（ドア（B種））	ドア（B種）に関する試験
一般試験員（ガラスドア）	ガラスドアに関する試験
一般試験員（上げ下げ内蔵ドア）	上げ下げ内蔵ドアに関する試験
一般試験員（引戸）	引戸に関する試験
一般試験員（ガラス引戸）	ガラス引戸に関する試験
一般試験員（錠、電気錠、シリンダー及びサムターン）	錠、電気錠、シリンダー及びサムターンに関する試験
一般試験員（サッシ）	サッシに関する試験
一般試験員（ガラス）	ガラスに関する試験
一般試験員（フィルム）	フィルムに関する試験
一般試験員（雨戸）	雨戸に関する試験
一般試験員（面格子）	面格子に関する試験
一般試験員（窓シャッター）	窓シャッターに関する試験
一般試験員（重量シャッター）	重量シャッターに関する試験
一般試験員（軽量シャッター）	軽量シャッターに関する試験
一般試験員（オーバーヘッドドア）	オーバーヘッドドアに関する試験
一般試験員（シャッター用スイッチボックス）	シャッター用スイッチボックスに関する試験

(特殊技能試験員の種類等)

第3条 特殊技能試験員の種類及び担当することができる試験の種類は、次の表のとおりとする。

特殊技能試験員の種類	担当することができる試験の種類
特殊技能試験員（ピッキング等）	規則別表2(1)ドアの第1系列又は(3)シャッターの第1系列に属する試験のうち電気錠システムに係るもの以外のもの
特殊技能試験員（電気錠）	規則別表2(1)ドアの第1系列又は(3)シャッターの第1系列に属する試験のうち電気錠システムに係るもの

(一般試験員の基準)

第4条 一般試験員は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

文部科学省が実施している体力・運動能力調査と同等の体力・運動能力の測定を受け、その測定値が44歳以下の体力年齢であることの確認を受けた者であること。

試験委員会が行う次に掲げる事項に関する講習を修了した者であること。

- ア 建物部品の基本的な構造及び防犯性能（おおむね2.5時間）
- イ 侵入犯罪の実態と建物防犯の重要性（おおむね1時間）
- ウ 建物防犯に関する法令その他の制度に関する知識（おおむね1.5時間）

(特殊技能試験員の基準)

第5条 特殊技能試験員は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

前条第2号の講習を修了した者であること。

特殊技能試験員の種類に応じた次の基準に合致すること。

ア 特殊技能試験員（ピッキング等）

次のいずれかに該当する者であること。

- (ア) 錠に関する業務に10年以上従事し、ピッキング、インプレッション、カム送り、サムターン回し等の技術について、指導的立場にある者
- (イ) 防犯に関する業務に10年以上従事し、錠の仕様・構造及び開錠手口について、専門的知識を有している者
- (ウ) 錠に関する業務に従事し、ピッキング、インプレッション、カム送り、サムターン回し等の技術について、試験委員会が実施する試験に合格した者

イ 特殊技能試験員（電気錠）

次のいずれかに該当する者であること。

- (ア) 電気・電子回路に関する業務に10年以上従事し、当該分野についての専門的知識を有している者
- (イ) 防犯に関する業務に10年以上従事し、錠の仕様・構造及び開錠手口について、専門的知識を有している者